

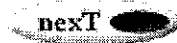


☆職場の健康診断  
☆騒音健康診断

☆一般健康診断  
☆腰痛健康診断

☆特殊健康診断

☆VDT健康診断



## ☆☆☆ 職場の健康診断 ☆☆☆

○健康診断の意義

○健康診断の種類

### ☆ 健康診断の意義 ☆

健康診断は、自主健康づくりのための重要な導入イベントです

何故、健康診断を受けなければならないのでしょうか。労働安全衛生規則第44条では、1年以内に1回定期的に健康診断を実施することが、事業主に対して義務付けられています。

では、法律で定められているからやむを得ず実施しているものなのでしょうか。業務を繰り合わせて、忙しい最中に時間を割かなければならない、この年中行事を、とかく面倒くさいと感じる人も少なくありません。

しかし乍ら、健康診断を心待ちにしている人の方が圧倒的に多いことを、我々は日々の業務の中から感じ取っています。健康診断が、広く求められている価値あるサービスであることは疑う余地はありません。

次に、健康診断を受診する目的を考えてみます。一般的には、『疾病の早期発見、早期治療』であるといわれま

す。これは、一つの正しい答えではありません。

『今年、何も異常はなかった』

『去年も、何も異常はなかった』

即ち、現在病気でないことを確認し、向こう1年間は安心して暮らせるという太鼓判をもらうことなのでしょうか。

でも、よく考えてみてください。来年も『何も異常はなかった』と言える保証はどこにもありません。今、まさに病気でないことも大切ですが、未永く健康であり続けることこそが、個人の財産です。特に、若い血管を保つことを中心とした自主的な健康づくりは、間違いなく未来の健康を約束します。

自主健康づくりのための重要な導入イベントなのだという位置付けで、健康診断を実施すること。これが、これからの健康診断の指針になるものと考えます。

我々は、この様な、自主健康づくりに関する基本的な考え方を広くお伝えし、それを推進していくことこそが、この事業に課せられた使命であると考えております。

### ☆ 健康診断の種類 ☆



【法定健康診断】



健康診断の名称	関連法規等

一般健康診断	雇入時健康診断	労働安全衛生規則第43条
	定期健康診断	労働安全衛生規則第44条
	特定業務従事者健康診断	労働安全衛生規則第45条
	海外派遣労働者健康診断	労働安全衛生規則第45条の2
特殊健康診断	じん肺健康診断	じん肺法第3条、第7～第9条の2
	有機溶剤健康診断	有機溶剤中毒予防規則第29条
	鉛健康診断	鉛中毒予防規則第53条
	電離放射線健康診断	電離放射線障害防止規則第56条
	特定化学物質健康診断	特定化学物質等障害予防規則第39条



【行政指導による健康診断】



健康診断の名称		関連法規等
VDT作業健康診断	配置前健康診断	昭和60年12月20日基発第705号
	定期健康診断	
騒音健康診断	雇入時等健康診断	平成4年10月1日基発第546号
	定期健康診断	
腰痛健康診断	配置前の健康診断	平成6年9月6日基発第547号
	定期健康診断	



☆職場の健康診断  
☆騒音健康診断

☆一般健康診断  
☆腰痛健康診断

☆特殊健康診断

☆VDT健康診断





☆職場の健康診断  
☆騒音健康診断

☆一般健康診断  
☆腰痛健康診断

☆特殊健康診断

☆VDT健康診断



☆☆☆ 一般健康診断 ☆☆☆

- 雇入時健康診断
- 定期健康診断
- 特定業務従事者健康診断
- 海外派遣労働者健康診断

☆ 雇入時健康診断 ☆

労働者を雇入れた際は、次の項目の健康診断を行わなければなりません。

実施項目	
問診	既往歴および業務歴の調査
	自覚症状の有無
身長、体重	
視力測定	
聴力測定(オーディオ)	
胸部X線撮影	
血圧測定	
尿検査(糖・蛋白)	
心電図検査	
他覚症状の有無(医師診察)	
血液検査	貧血検査(赤血球数、血色素量)
	肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)
	血中脂質検査(総コレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪)
	血糖検査(空腹時血糖)

※雇入時健康診断における色覚検査は、平成13年10月を以って廃止となりました。

☆ 定期健康診断 ☆

1年以内ごとに1回、定期的に次の項目の健康診断を行わなければなりません。

実施項目		省
問	既往歴および業務歴の調査	

診	自覚症状の有無	
	身長、体重	※
	視力測定	
	聴力測定(オーディオ)	※
	胸部X線撮影	
	喀痰検査	※
	血圧測定	
	尿検査(糖・蛋白)	※
	心電図検査	☆
	他覚症状の有無(医師診察)	
血液検査	貧血検査(赤血球数、血色素量)	☆
	肝機能検査(GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP)	☆
	血中脂質検査(総コレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪)	☆
	血糖検査(空腹時血糖)	☆

〈医師の判断により、省略可能な項目〉

※身長……20才以上の者

聴力……45才未満の者(但し35・40才を除く)は、他の検査方法でも可

喀痰……胸部X線検査で異常が認められない場合

尿糖……血糖検査実施時

☆……40才未満の者(35才を除く)

血糖検査は、HbA1cのみに変更することが可能。

### ☆ 特定業務従事者健康診断 ☆

特定業務に従事する労働者に対しては、当該業務への配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期的に、定期健康診断と同じ項目の健康診断を行わなければなりません。

#### 【特定業務一覧】

イ. 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
ロ. 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
ハ. ラジウム放射線、X線その他の有害放射線にさらされる業務
ニ. 土石、獣毛等の塵埃または粉末を著しく飛散する場所における業務
ホ. 異常気圧下における業務
ヘ. 削岩機、鋸打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
ト. 重量物の取り扱い等重激な業務
チ. ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
リ. 坑内における業務
ヌ. 深夜業を含む業務
ル. 水銀、ヒ素、黄リン、フッ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸、その他これらに準ずる有害物を取り

## 扱う業務

ラ. 鉛、水銀、クロム、ヒ素、黄リン、フッ化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これらに準ずる有害物のガス、蒸気または粉塵を発生する場所における業務

リ. 病原体によって汚染のおそれが著しい業務

カ. その他労働大臣が定める業務(未制定)

- ・ 胸部エックス線検査については、1年以内ごとに1回、定期に行えば足りる。
- ・ 年2回の聴力検査のうち1回は、医師が適当と認める方法を用いてもよい。
- ・ 年2回の貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査のうち1回は、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

## ※深夜業従事者の自発的健康診断について

自己の健康に不安を有する者が、自らの判断で受診した健康診断の結果を事業者に提出した場合、特定業務従事者の健康診断と同等に扱われます。自発的健康診断の結果を事業者に提出することができる労働者は、常時使用される労働者であり、当該健康診断を受けた日以前6月間を平均して、1月当たり4回以上深夜業に従事した者に限られます。また、健康診断の結果を証明する書面を当該健康診断を受けた日から3月以内に事業者に提出しなければなりません。

## ☆ 海外派遣労働者健康診断 ☆

労働者を6月以上海外に派遣しようとするとき、また6月以上海外勤務した労働者を帰国させ、国内の業務に就かせるときは、健康診断を行わなければなりません。項目としては、定期健康診断と同じ項目になりますが、医師が必要と判断したときには、以下の項目も追加して実施しなければなりません。

実 施 項 目
腹部画像検査(胃部エックス線検査、腹部超音波検査)
血中の尿酸の量の検査
B型肝炎ウイルス抗体検査
ABO式およびRh式の血液型検査(派遣前に限る)
糞便塗抹検査(帰国時に限る)

☆職場の健康診断  
☆騒音健康診断

☆一般健康診断  
☆腰痛健康診断

☆特殊健康診断

☆VDT健康診断





☆職場の健康診断  
☆騒音健康診断

☆一般健康診断  
☆腰痛健康診断

☆特殊健康診断

☆VDT健康診断



☆☆☆ 特殊健康診断 ☆☆☆

- じん肺健康診断
- 有機溶剤健康診断
- 鉛健康診断
- 電離放射線健康診断

- 特定化学物質健康診断
- 高気圧業務健康診断
- 四アルキル鉛健康診断
- 歯科健康診断

☆ じん肺健康診断 ☆

粉塵作業に従事、または従事した労働者に対しては、就業時、定期、定期外、離職時に、以下の項目について、健康診断を行わなければなりません。

実施項目
粉塵作業についての職歴の調査
胸部X線写真による検査(胸部全域の直接撮影)

胸部X線写真にじん肺の所見が認められる者には、以下の検査を行います。

実施項目	
胸部に関する臨床検査	既往歴の調査
	胸部の自覚症状および他覚所見の有無の検査
肺機能検査	(1次検査) スパイロメトリーおよびフローボリューム曲線による検査
	(2次検査) 動脈血ガスを分析する検査(所定の要件を満たす場合)
結核精密検査 <small>(結核またはその疑いのある者) (医師が必要でないと思える場合は一部の検査を省略することができる)</small>	結核菌検査
	X線特殊撮影による検査
	赤血球沈降速度検査 ツベルクリン反応検査
その他の検査 <small>(肺結核以外の合併症の疑いのある者) (左記の項目のうち、医師が必要と認めた項目について行う)</small>	結核菌検査
	たんに関する検査
	X線特殊撮影による検査

☆ 有機溶剤健康診断 ☆

法令で定められた有機溶剤業務に従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際およびその6月以内ごとに1回定期に、次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

実施項目

調査	業務の経歴の調査
	有機溶剤による健康障害の既往歴の調査
	有機溶剤による自覚症状および他覚症状の既往歴の調査
	有機溶剤による異常所見の既往の有無の調査
	尿中有機溶剤代謝物の、既往の検査結果の調査
検査	自覚症状または他覚症状の有無の検査
	尿中の蛋白の有無の検査
	※尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査
	※肝機能検査(GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP)
	※貧血検査(赤血球数、血色素量)
	※眼底検査

※使用する有機溶剤によって、異なります。

さらに医師が必要と判断した場合、以下の項目を実施しなければなりません。

実施項目
作業条件の調査
貧血検査
肝機能検査
腎機能検査
神経内科学的検査

【有機溶剤の種類による実施すべき検査項目】

有機溶剤の種類	検査項目			
	代謝物	肝機能	貧血	眼底
キシレン、スチレン、トルエン、1・1・1-トリクロロエタン、ノルマンヘキサン	●			
N・N-ジメチルホルムアミド、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン	●	●		
クロルベンゼン、オルトジクロロベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、1・4-ジクロロエチレン、1・1・2・2-テトラクロロエタン、クレゾール		●		
エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、エチレングリコールモノノーマルブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル			●	
二硫化炭素				●

【代謝物の検査内容】

対象物質名	検査内容
キシレン	尿中メチル馬尿酸
スチレン	尿中マンデル酸
トルエン	尿中馬尿酸

1・1・1-トリクロルエタン	尿中トリクロル酢酸 or 総三塩化物
ノルマンヘキサン	尿中2・5ヘキサンジオン
N・N-ジメチルホルムアミド	尿中N-メチルホルムアミド
トリクロルエチレン	尿中トリクロル酢酸 or 総三塩化物
テトラクロルエチレン	尿中トリクロル酢酸 or 総三塩化物

☆ 鉛健康診断 ☆

法令で定められた鉛業務に従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際およびその後6月以内ごとに1回定期的に、次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

実施項目	
調査	業務の経歴の調査
	鉛による自覚症状および他覚症状の既往歴の調査
	血液中の鉛の量および尿中のデルタアミノレブリン酸の量の、既往の検査結果の調査
検査	自覚症状または他覚症状の有無の検査
	血液中の鉛の量の検査
	尿中デルタアミノレブリン酸の量の検査

さらに医師が必要と判断した場合、以下の項目を実施しなければなりません。

実施項目
作業条件の調査
貧血検査
赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査
神経内科学的検査

☆ 電離放射線健康診断 ☆

放射線業務に従事し管理区域に立ち入る労働者に対しては、雇入れの際または当該業務への配置替えの際およびその後6月以内(※の項目については3月以内)ごとに1回、定期的に、次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

実施項目
被ばく歴の有無の調査
白血球数および白血球百分率の検査
赤血球数、血色素量またはヘマトクリット値の検査
白内障に関する眼の検査
皮膚の検査

☆ 特定化学物質健康診断 ☆

特定化学物質を取り扱う労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際および6月以内ごとく(ベリ



リウム及びニッケルカルボニルを取り扱う労働者に対する胸部X線直接撮影による検査は1年以内ごと)に1回定期的に実施しなければなりません。また過去に特定化学物質を取り扱ったことのある労働者についても6月以内ごとに同様の健康診断を実施しなければなりません。

特定化学物質健康診断は、『第一次検査』と『第二次検査』に分かれており、『第一次検査』にて有所見となり、医師が必要と認める場合には『第二次検査』を行わなければなりません。

以下に、『第一次検査』にて行う検査項目を記載しましたが、検査項目は、取り扱う特定化学物質によって異なります。

実 施 項 目	
調 査	業務の経歴の調査
	作業条件の調査
	既往歴の有無の調査
	自他覚症状の有無の調査
検 査	皮膚所見の有無の検査
	鼻腔の所見の有無の検査
	カドミウム黄色環の有無の検査
	肝または脾の腫大の有無の検査
	握力の測定
	血圧の測定
	肺活量の測定
	胸部X線直接撮影
尿 検 査	尿中の蛋白の有無の検査
	尿中の糖の有無の検査
	尿中のウロビリノーゲンの検査
	尿中の潜血の検査
	尿沈渣検鏡
血 液 検 査	赤血球数の検査
	白血球数の検査
	GOT, GPT, ALP等肝機能検査

【特定化学物質の一覧】

製造禁止物質	第2類物質(つづき)
ベンジジン(塩)	カドミウム(化合物)
4-アミノジフェニル(塩)	クロム酸(塩)、重クロム酸(塩)
4-ニトロジフェニル(塩)	クロロメチルメチルエーテル
ビス(クロロメチル)エーテル	五酸化バナジウム
ペーターナフチルアミン(塩)	コールタール
ベンゼンゴムのり	三酸化砒素
第1類物質	シアン化カリウム、シアン化水素、シアン化ナトリウム
ジクロルベンジジン(塩)	3・3-ジクロロ-4・4ジアミノジフェニルメタン
アルファーナフチルアミン	臭化メチル
塩素化ビフェニル	水銀(無機化合物)
オルトトリジン(塩)	トリレンジイソシアネート
ジアニシジン(塩)	ニッケルカルボニル

ベリリウム	ニトログリコール
ベンゾトリクロリド	パラジメチルアミノアゾベンゼン
第2類物質	パラニトロクロルベンゼン
アクリルアミド	弗化水素
アクリロニトリル	ペータープロピオラクトン
アルキル水銀化合物	ベンゼン
石綿	ペンタクロルフェノール
エチレンイミン	マゼンタ
塩化ビニル	マンガン(化合物)
塩素	沃化メチル
オーラミン	硫化水素
オルトーフタロジニトリル	硫酸ジメチル

### ☆ 高気圧健康診断 ☆

高気圧室内業務または潜水業務に従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際、および6月以内ごとに1回、定期的に以下の項目の健康診断を実施しなければなりません。

一次検査の結果、医師が必要と認められた者については、二次検査を実施しなければなりません。

#### 【第一次検査】

実施項目
既往歴および高気圧業務の調査
関節、腰もしくは下肢の痛み、耳鳴りなどの自覚症状または他覚症状の有無の検査
四肢の運動機能の検査
鼓膜および聴力の検査
血圧の測定ならびに尿中の糖および蛋白の検査
肺活量の検査

#### 【第二次検査】

実施項目
作業条件調査
肺換気機能検査
心電図検査
関節部のX線直接撮影

### ☆ 四アルキル鉛健康診断 ☆

四アルキル鉛等の業務に従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際、および6月以内ごとに1回、定期的に以下の項目の健康診断を実施しなければなりません。

実施項目
いらいら、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、振顫、四肢の腱反射亢進、悪心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状または精神症状の有無の検査
血圧の測定
血色素量または全血比重の検査
好塩基点赤血球数または尿中のコプロポルフィリンの検査

### ☆ 歯科健康診断 ☆

以下の物質のガス、蒸気または粉塵を発生する場所における業務に従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際、および6月以内ごとに1回、定期的に歯科医師による健康診断を実施しなければなりません。

実施項目		
塩酸	亜硫酸	その他歯または、その支持組織に有害な物質
硝酸	弗化水素	
硫酸	黄りん	

☆職場の健康診断  
☆騒音健康診断

☆一般健康診断  
☆腰痛健康診断

☆特殊健康診断

☆VDT健康診断





☆職場の健康診断  
☆騒音健康診断

☆一般健康診断  
☆腰痛健康診断

☆特殊健康診断

☆VDT健康診断



☆☆☆ VDT健康診断 ☆☆☆

『VDT作業のための労働衛生上の指針』(厚生労働省)により、VDT作業に常時従事する労働者に対しては、配置前および定期的に、次の項目の健康診断を実施するよう定められています。

健診の項目		配置前	定期	
業務歴の調査		○	○	
既往歴の調査		○	○	
自覚症状の有無の調査		○		
	眼疲労を主とする視器に関する症状		○	
	頸肩腕部の筋および腰背部を主とする体軸筋のこり・痛み等の症状		○	
	その他の精神神経疲労に関する症状		○	
眼科学的検査	視力検査	5m視力	○	○
		近方視力	○	
	眼位検査		○	
	調節機能検査	近点距離の測定	△	○
		調節時間の測定	△	
	眼圧検査		○	
その他医師が必要と認める検査		○	○	
筋骨格系に関する他覚的検査	視診		○	○
	触診		○	
	握力検査		○	○
	タッピングテスト		○	
	その他医師が必要と認める検査		○	

☆職場の健康診断  
☆騒音健康診断

☆一般健康診断  
☆腰痛健康診断

☆特殊健康診断

☆VDT健康診断



# 健康診断

☆職場の健康診断  
☆騒音健康診断

☆一般健康診断  
☆腰痛健康診断

☆特殊健康診断

☆VDT健康診断

Back

Top

next

## ☆☆☆ 騒音健康診断 ☆☆☆

等価騒音レベルが85db以上になる可能性が大きい作業場の業務に従事する労働者に対しては、雇入れの際、もしくは該当作業への配置転換が行われた際および、6月以内に1回、定期的に以下の項目について健康診断を実施する必要があります。

作業環境測定の結果、作業場の等価騒音レベルが85db未満の場合には、6月以内に1回の定期健康診断は省略することができます。

### 【雇入時健康診断】

実施項目
既往歴の調査
業務歴の調査
自覚症状および他覚症状の有無の検査
オーディオメータによる250,500,1000,2000,4000,8000ヘルツにおける聴力検査(気導純音聴カレ ベル測定法による)
その他医師が必要と認める検査

### 【定期健康診断】

実施項目
既往歴の調査
業務歴の調査
自覚症状および他覚症状の有無の検査
オーディオメータによる1000,4000ヘルツにおける選別聴力検査
その他医師が必要と認める検査

定期健康診断の結果、医師が必要と認める者については次の検査を実施する。

オーディオメータによる250,500,1000,2000,4000,8000ヘルツにおける聴力検査(気導純音聴カレ ベル測定法による)
その他医師が必要と認める検査

☆職場の健康診断  
☆騒音健康診断

☆一般健康診断  
☆腰痛健康診断

☆特殊健康診断

☆VDT健康診断

Back

Top

next



☆職場の健康診断  
☆騒音健康診断

☆一般健康診断  
☆腰痛健康診断

☆特殊健康診断

☆VDT健康診断



### ☆☆☆ 腰痛健康診断 ☆☆☆

重量物取扱い作業に従事する労働者、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に従事する労働者に対しては、配置前およびその後6月以内ごとに1回、次の項目の健康診断を実施する必要があります。

#### 【配置前健康診断】

実 施 項 目	
既往歴	腰痛に関する病歴およびその経過および業務歴の調査
自覚症状	腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害などの有無の検査
脊柱の検査	姿勢異常、脊柱の変形、脊柱の可動性および疼痛、腰背筋の緊張および圧痛、脊椎棘突起の圧痛などの検査
神経学的検査	神経伸展試験、深部腱反射、知覚検査、筋萎縮などの検査
脊柱機能検査	クラウス・ウェーバーテストまたはその変法(腹筋力、背筋力などの機能のテスト)
腰椎のX線検査	原則として立位で、2方向撮影(医師が必要と認める者についてのみ)

#### 【定期健康診断】

実 施 項 目	
既往歴	腰痛に関する病歴およびその経過および業務歴の調査
自覚症状	腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害などの有無の検査

定期健康診断の結果、医師が必要と認める者については次の検査を実施する。

脊柱の検査	姿勢異常、脊柱の変形、脊柱の可動性および疼痛、腰背筋の緊張および圧痛、脊椎棘突起の圧痛などの検査
神経学的検査	神経伸展試験、深部腱反射、知覚検査、徒手筋力テスト、筋萎縮などの検査(必要に応じ、心因性要素に関わる検査)
腰椎のX線検査	
運動機能テスト	

☆職場の健康診断  
☆騒音健康診断

☆一般健康診断  
☆腰痛健康診断

☆特殊健康診断

☆VDT健康診断

